

北関東防衛局達第23号  
改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号  
平成23年 4月 1日北関東防衛局達第14号  
平成31年 4月24日北関東防衛局達第 4号

北関東防衛局における勤務官署以外の場所に長期間勤務させる職員の指定手続等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局における勤務官署以外の場所に長期間勤務させる職員の指定手続等に関する達

(目的)

第1条 この達は、北関東防衛局の職員のうち事務遂行の必要上、勤務官署（人事院規則九一二四（通勤手当）第2条第1項に規定する勤務官署をいう。以下同じ。）以外の場所において長期間（1箇月を超える期間をいう。以下同じ。）継続して勤務させる職員の指定その他手続を定めることを目的とする。

(勤務官署以外の場所での勤務命令)

第2条 北関東防衛局長は、勤務官署以外の場所において長期間継続して勤務させることが必要と認められる職員について、別記第1号様式による勤務官署以外の場所での勤務指令書を交付することにより、当該職員の勤務官署以外の場所において勤務することを命ずることができる。

2 北関東防衛局長は、前項の規定による勤務を要しなくなった職員の勤務を免ずるときは、別記第2号様式による勤務官署以外の場所での勤務指令免除書を交付するものとする。

第3条 前条第1項の規定により職員が勤務することを命ぜられた勤務官署以外の場所は、通勤手当の支給について、勤務官署とみなす。

2 前条第1項の規定により職員が勤務することを命ぜられた勤務官署以外の場所は、赴任（防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第2条第1項に規定する赴任をいう。）について、在勤官署（同条第2項に規定する在勤官署をいう。）とする。

(勤務時間管理員の指名)

第4条 第2条第1項の規定による命を受けた職員について、所属長（自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条の2第1項に規定する所属長をいう。）は、当該命を受けた職員の中から勤務時間管理員を指名することとする。

(雑則)

第5条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第14号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

勤務官署以外の場所での勤務指令書

職又は所属
階級又は官級
氏名
指令事項 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、 において勤務することを命ずる。
指令通知日付 年 月 日
北関東防衛局長 官職氏名 印

第2号様式（第2条関係）

勤務官署以外の場所での勤務指令免除書

職又は所属
階級又は官級
氏名
免除事項 令和 年 月 日をもって、 における勤務を免ずる。
免除通知日付 年 月 日
北関東防衛局長 官職氏名 印